**結婚新生活支援事業補助金チェックシート**

申請者自らで以下の項目について提出前に確認を行い、右側の確認欄に「レ」をチェックして提出してください。申請に該当しない項目については斜線を引いてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必要書類 | 利用者 | 町 |
| 【共通】 | チェックシート |  |  |
| 補助金交付申請書（様式第１号） |  |  |
| 婚姻を証明するもの（婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本） |  |  |
| 住民票の写し【申請者または配偶者】（住民票異動日・現住所の確認用） |  |  |
| 所得証明書【申請者】 |  |  |
| 所得証明書【配偶者】 |  |  |
| 住民基本台帳の記録及び町税等納付状況確認同意書 |  |  |
| 【結婚を機に離職した場合】 | 離職票 |  |  |
| 【奨学金を返済している場合】 | 貸与型奨学金の返還額を確認できる書類（奨学金返還証明書、領収書、通帳の写し等） |  |  |
| 【住居購入の場合】 | 売買契約書の写し |  |  |
| 支払いを証明するもの（領収書の写し、振込証明等） |  |  |
| 【住居賃貸の場合】 | 賃貸借契約書の写し |  |  |
| 支払いを証明するもの（領収書の写し、振込証明等） |  |  |
| 住宅手当支給証明書（様式第２号）※給与所得者全員分 |  |  |
| 【引越し費用の場合】 | 引越し費用に係る領収書 |  |  |
| 【リフォーム費用の場合】 | 工事請負契約書の写し（経費の詳細が記載されているもの）※契約書で工事内容が確認できない場合は見積書の写し等 |  |  |
| リフォームに係る領収書の写し |  |  |
| 工事箇所の完成前、完成後の写真 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金交付申請書（様式第１号） | 利用者 | 町 |
| 【共通】※様式第１号 | 申請者の住所、氏名、電話番号の記載がある |  |  |
| １．婚姻届提出日及び本籍地に記載があるか |  |  |
| ２．新居に住民票をおいた日が住民票と合致しているか |  |  |
| ３．所得は正しく記載されているか（記載金額＝取得－奨学金） |  |  |
| ４．事業合計金額 |  |  |
| 【住居購入の場合】 | 契約締結年月日（契約書確認） |  |  |
| 購入費　※該当経費は建物分とし、土地は含まない。契約書により、土地建物の内訳がわからない場合は合計で計算する。※１ |  |  |
| 【住居賃貸の場合】 | 契約締結年月日（契約書確認）※契約年月日が婚姻前の場合【結婚のために借りた住居】すべての費用が対象【結婚のために借りていない住居】婚姻後にかかった費用が対象 |  |  |
| ①家賃月額②住宅手当③支払済み家賃（手当分は控除） |  |  |
| 敷金、礼金、共益費、仲介手数料　※賃料以外の対象経費 |  |  |
| 【引越し費用の場合】 | 引越し年月日 |  |  |
| 費用　※引越業者または運送業者への支払いに係る実費 |  |  |
| 【リフォーム費用の場合】 | 契約年月日（契約書確認） |  |  |
| 費用　※２ |  |  |

※１ 婚姻前の購入の場合

婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得したもの（引き渡し証明書等の日付により確認）

※２ 婚姻前のリフォームの場合

　　 婚姻日から起算して１年以内に婚姻を機として実施したもの

Ｒ８年度　制度一覧）国Ｑ＆Ａ・町要綱より

＜所得＞

・給与所得者の場合：１年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

・自営業者の場合：１年間の売上金額－必要経費

→基本的には申請年度の前年の課税証明書により確認。

不可能な場合は、前々年度の課税証明書または給与明細等による所得額の推計により確認する。

※控除できる貸与型奨学金の返済期間は、課税証明書の期間と同一期間。

＜期間＞

・婚姻日：事業実施年度の前年度の１月１日から、事業実施年度末日まで

・支払期間：事業実施年度の４月１日から、事業実施年度末日まで

・住宅購入、リフォーム、賃貸借契約締結、引越しの期間：事業実施年度末日まで

　※婚姻前・・・住宅購入：婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得したもの

　　　　　　　　リフォーム：婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したもの

＜住居購入＞

・該当経費は建物分とし、土地代や住宅ローンに係る手数料・利息は含まない。

契約書により、土地建物の内訳がわからない場合は合計で計算する。

＜住居賃貸＞

・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象

　※駐車場代については、家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は

補助の対象となる。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とする。

・契約年月日が婚姻前の場合

【婚姻を機に借りた住居】婚姻日から起算して１年以内のすべての費用が対象となる。

　　　　　　　　　　　　※夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが補助対象。

【婚姻を機とせず借りた住居】婚姻日以降に生じた費用に限る。

【夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合】

同居開始後に生じた費用が補助対象となる。しかし、同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限る。

＜リフォーム費用＞

補助対象は、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用とする。ただし、次に掲げる費用は対象外となる。

・倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

・エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

※賃貸のリフォームについては、賃貸借契約により、本来貸主が負担するべき修繕費用ではないことを確認する必要あり。

＜引越費用＞

・婚姻前の引越費用も、婚姻に伴う引越費用であれば対象となる。

・補助対象費用は、引越業者又は運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）への支払いに係る実費。

→不用品の処分費用や、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等は対象外。

＜継続補助（前年度上限に達しなかった場合の繰越）＞

・北栄町はＲ６年度、Ｒ７年度の実施予定なし。